

2 識別表示に当たっての8つのポイント

1
POINT

小規模企業者を含め、スチール缶、アルミ缶、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装を利用・製造・輸入しているすべての事業者が対象

識別表示の対象となる容器包装は、既に識別マークが導入されていたスチール缶・アルミ缶・PETボトルと、「資源有効利用促進法」によって平成13年4月から新たに加えられた紙製容器包装・プラスチック製容器包装です。ここでいう容器包装とは、容器包装リサイクル法で規定されている「商品が費消され、又は商品と分離された場合に不要となる」容器包装を指します。

また、法律に基づくものではありませんが、飲料用紙容器（紙パック）と段ボールについても、自主的な識別表示が進められています。

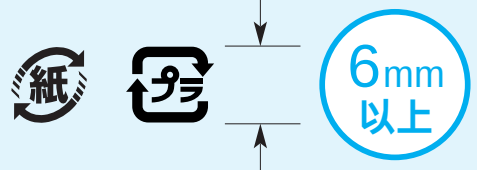
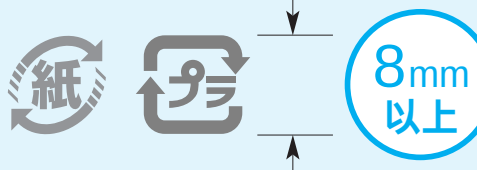
	法定表示	自主表示	識別マーク	再商品化義務
ガラス製容器	—	—	—	○
スチール缶 （飲料又は酒類用）	○ （平成3年10月から）			—
アルミ缶 （飲料又は酒類用）	○ （平成3年10月から）			—
PETボトル （飲料、しょうゆ又は酒類用）	○ （平成5年6月から）			○
紙製容器包装 （とを除く）	○ （平成13年4月から）			○
プラスチック製容器包装 （以外のPETボトルを含む）	○ （平成13年4月から）			○
飲料用紙容器 （アルミニウムを利用したものを除く）	—	○ （平成12年5月から）		—
段ボール	—	○ （平成13年2月から）		—

識別表示義務を負うのは、該当する容器包装を利用・製造・輸入している事業者です。注意しなければならない点は、「容器包装リサイクル法」に基づく再商品化義務とは異なり、小規模企業者にも識別表示義務があります。

2
POINT

定められた表示マークを基本とした上で、定められたサイズで表示

識別表示に際しての基本とすべき識別マークの様式は省令で定められています。また、識別マークのサイズについても規定があります。具体的には、識別マークの上下長が、印刷又はラベル貼付では6mm以上、刻印・エンボスの場合には8mm以上になるように識別表示をすることが必要です。

印刷又はラベル貼付の場合	刻印・エンボスの場合
	

但し、識別表示は、分別回収する前提として消費者にとってわかりやすいことが重要ですので、マークのわかりやすさ（鮮明度、識別性、注目度）を損なわない範囲で一定の加工を施すことは認められています。

例えば

- a) 色使い、フォント、文字飾り（抜き文字等）、線の幅といった装飾を変える、
- b) 容器包装自体の大きさに合わせて、マークを大きくする（容器包装のサイズにあわせるといっても、規定サイズ以下にすることは認められません）

といった加工をすることは可能です。

以上の点については、業界毎にガイドラインを定めている場合もありますので、消費者の混乱・誤解を招かないようにするためにも、それらを参考にすることが望まれます。